

令和7年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(22日目)

令和7年3月18日(火)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

第 1 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 議案第29号 令和7年度永平寺町一般会計予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

1番	酒 井 圭 治 君
2番	長 岡 千恵子 君
3番	川 崎 直 文 君
5番	清 水 紀 人 君
6番	金 元 直 栄 君
7番	森 山 充 君
8番	清 水 憲 一 君
9番	滝 波 登喜男 君
10番	齋 藤 則 男 君
11番	上 田 誠 君
12番	松 川 正 樹 君
13番	楠 圭 介 君
14番	中 村 勘太郎 君

4 欠席議員(1名)

4番 朝 井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町		長	河	合	永	充	君
副	町	長	北	川	善	一	君
教	育	長	竹	内	康	高	君
消	防	長	宮	川	昌	士	君
総	務	課	多	田	和	憲	君
契	約	管	朝	日	清	智	君
総	合	政	清	水	智	昭	君
え	い	住	深	水	正	康	君
建	設	課	竹	澤	隆	一	君
農	林	課	島	田	通	正	君
防	災	安	吉	田		仁	君
商	工	観	江	守	直	美	君
上	下	水	勝	見	博	隆	君
福	祉	保	高	嶋		晃	君
住	民	税	吉	川	貞	夫	君
学	校	教	山	口	健	二	君
生	涯	学	吉	田	正	幸	君
子	育	て	池	端	時	枝	君
会	計	課	波	多	野	清	志
		長					君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	清	水	和	仁	君
書					記	酒	井	春	美	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨 拶～

○議長（酒井圭治君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに22日目の議事が開会できますことを、心から厚くお礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第21号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 日程第1、議案第21号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

資料は定例会議案書54ページ及び2月18日の全員協議会資料106ページからでございます。

これより、第2審議を行います。

本件について、第2条中、課及び支所の設置の条文の中から永平寺支所、上志比支所を削除することに関して、詳細説明があれば、担当課の発言を許可します。
総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、詳細の説明を申し上げます。

今、議長がおっしゃったとおり、第1審議では、第2条から永平寺支所と上志比支所の記載がなくなることが論点となりました。

これにつきましては、これまでも申しましたとおり、場所としての支所は事務所位置条例に規定されておりますし、組織としての支所は、この条例第3条で規定することとなります。

したがって、支所がなくなってしまうということはありません。

また、第2条から第3条に移したことに关しましてですが、地域づくり応援課は、両支所の業務を統括し、松岡地区を含めた町内全域の施設管理や団体の応援

など、きめ細かい行政サービスを一元化して行うことを目的に設置いたします。

地域づくり応援課は、町内全域を所掌することで、支所の、例えば永平寺地区に関することといった事務は網羅されてしまうこととなります。

また、現在の条例の中で、永平寺地区に関することというような、地区を限定した業務を所掌している所属は、支所のほかにございません。

以上のことから、この課と支所を並列で規定することが不自然であると、こちらのほうでは考えております。

以上、追加の説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私のほうから皆さんにお聞きしたいと思います。

今ほどの説明の中で、永平寺支所、それから上志比支所、議案第21号の中も、支所を削り、永平寺支所を地域づくり応援課改め、上志比支所を削りますということで、支所という組織を削るというのが第2条で載っているということになります。支所をなくし、地域づくり応援課を設置するということが明記されていると思っています。

それから、第3条では、その所管のいろんな事務って言うのですか、それを規定しているわけですが、地域づくり応援課というものを、説明の中にもありましたように、その2のところ、それぞれ町管理施設全般の維持管理に関するということで、要は永平寺支所、それから上志比支所、そういう支所というものの維持管理、それを地域づくり応援課が網羅すると。だから各支所及びそれぞれの関係する施設って言うのですか、それは永平寺町、上志比、それから松岡も含めて、管理するということを規定しますよと。そのほかに3、4、5、6が新たに特記って言うのですか、特筆、要は当然のように各種団体のもう、こう今までやってきたわけですが、それを大きくそこに取り上げて書いているとおっしゃっていたかと思います。

そして、要はそれに伴いまして、永平寺支所というものを、先ほど説明がありましたが、場所としての支所はそのまま残しますが、場所としての支所と言うのですか、建物やね、それは残しますが、支所という機能と言うのですか、ものをなくしてしまうということになったかと思います。

私思うには、やはり当初、合併のときは、支所という位置づけの中で、本庁舎、松岡の本庁舎の、例えば分庁舎的な形で、機能を各、上志比、永平寺のほうでも

所管できるよということで、支所という位置づけをされていたということで、合併時にそういうものを残していくということが決まって、そういう動きがされたとなっています。

そういうことを鑑みますと、この時点で支所というものをなくすということは、合併時のときの約束事も踏まえてね、それから支所の機能をなくすとなってしまうと私は思います。

そういう意味から考えると、第1審議のときも言いましたけども、地域づくり応援課、今までいろんな、永平寺地区、上志比地区も含め、松岡地区も含め、地域づくり応援、要は生涯学習課の中、それから総務課の中、それから企画、財政、いろんな形の中も含めて、地域づくりをするというものを、特化してそこを1つの一連の流れの中で特化して、地域づくり応援課を設けたと。

私たち、いろんな視察を行かせてもらいました。例えば、長野県であるとか、それから島根県出雲市であるとか、1つ例出しますと、出雲市は、そういういろんな関係部署の地域づくりに関するところを、要は市長部局やね、出雲市でしたから。市長部局の中に、そういう地域づくり応援課的な組織をつくって、そこが一連の管理をしていくと。そこからそこに服する例えば地域の公民館であるとか、そういう自治組織であるとか、そういうものを一連管理していくと行っていました。私はまさしくそのことが今回、町長が地域づくりをこれから持続可能な地域でいかにコミュニケーションを保ちながら若年層から高齢層まで続けていくか。そのためにも、ぜひ地域づくり応援をしていこう、その地域を応援しようということで、地域づくり応援課、それは今までのそれぞれの所管であった農林課であるとか、庁内にいろんな課がありますけども、それをまとめて、それを応援するというのを特化してやろうということだろうということで、それに関しては、非常に素晴らしいことだと思っていますし、私達はずっと議員になってからそのことを言っていたわけですが、例えば健康づくりであるとか、それは今、長寿寿命化にもつながって、その旗を挙げていますし、そういう意味から、地域づくりを応援する課というのは、それはもうひとえに一步も二歩も前進していると考えています。

ただし、支所をなくす機能という、それとそれが引換えになるということに関しては、どうしても納得がいかない和理解しているわけですが、そこらあたり、私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 支所という、これ何度も申します。２条から削ると言っていますが、３条とかまた設置条例とか、いろんなところの条例の中では、支所という位置づけは位置づけされております。条例全てから支所という名前が消えるとか、そういったものではありませんので、支所というのがなくなるというのは、それは誤解だと思いますので、これは条例には支所ということは出てきますので。

あと、２０年前に分庁舎という位置づけっていうお話もされていまして。

支所、上志比支所も新築をさせて建て直しをさせていただきましたし、今、永平寺支所も機能をさせていただいております。

分庁舎、高齢化が進んで本庁までなかなか大変、そういったとこの位置づけの支所というのは、もう事務所位置条例、そこで支所という位置づけがあります。

２０年前のいろいろな取決めの中で、逆に言いますと、もう２０年たったってことです。

今、出雲市のお話もされましたけど、出雲市は大きい市の中で細かく、状況は分かりませんが、いろいろやったのかもしれない。

ただ、永平寺に関しましては、例えば永平寺テロワール、これ今、上志比地区の振興のために、これは今、農林課がやっております。

企業誘致、これは吉野地区、松岡の吉野地区のためにえい住支援課がやっていて、宅造、上志比とか永平寺地区で今やっていて、それぞれの課がこの各地域の振興のために、いろいろな特色を持った事業をしております。

これは出雲市ですと、物すごく大きい面積があって、物すごい人口がある中で、特化しなければいけないと思いますが、永平寺町、もう面積も９５平方キロメートルの中で、２０年もたちましたし、その中で、各課がそれぞれの振興、特色を持った振興、この地域では、これをしようとか、それをいろいろやってきておりますし、昨日の教育民生委員会の中でも、振興会の皆さんも、その振興会に合ったいろいろなやり方をやっているというのがあります。

それと、今、今回上志比、永平寺地区の支所という機能は持ちつつ、もう一つ、じゃあ裏を返しますと、松岡の振興は今まで条例とか何もうたわれてなかった。別にこれはうたわれてなくても、先ほど今お話ししたとおり、全ての課がそれぞれの特色を持った支援といいますか、政策をつくってやってきておりますので、新しいステージに入っていくといいますか、少子高齢化になって、これはもうご理解いただいていると思うのですが、いろんな団体や、そういったところを応援していこうというのがこの課ですので、この２０年、大きく変わってきました。

それと何か皆さん、もう印象的に、上志比、永平寺支所をなくして、上志比、永平寺の振興をもうしないのでないのか、というようなイメージを持たれるようなことを、どうも取られるような感じがするのですが、この支所の機能を地域づくり応援課という形でやる。

また、削除、全くなすのではなしに、これ何回も申し上げていますが、条例の中では位置づけが、支所という位置づけはうたわれていますので、ここをご理解いただきたいなと思います。

それと、これまではどちらかと言うと、支所は、この分庁舎という位置づけで、住民税務課長が支所長を兼務しておりまして、窓口をどこでも、本庁に来なくてもできるという環境をつくっておりましたが、それでは地域振興を応援しようということで、それプラスアルファの今回は提案になりますので、ぜひその辺のご理解をよろしくお願いしたいと思います。

何度も申し上げます。条例にはうたわれておりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる地域づくり応援課として、地域づくりを支援する。

それは我々も以前から言ってきたことで、その方向性について、反対するものではないというのは、先に言っておきます。

今度のいわゆる行政組織条例からの2条から、支所がなくなるということですが、1つは、行政組織としての支所の位置づけこそ、私は非常に大事なものがあると思っています。町運営上の要となすものだと思いますね。

2つ目には、支所の位置づけが地域の拠点として、どうしていくかっていう意味では、私は若干、今までも軽かったけど、さらに軽くなってしまうのでないか。見えなくなってしまうと。ある意味、行政としての支所の位置づけの意思のあらわれが私この第2条だと思います。

町長は、20年たってと言いますけども、私は近くでは能登の地震を経験して、重要なのは、支所の体制を強化することこそ、重要だと思っています。そういう意味では、2条の中に支所の位置づけをしっかりとしておくことは大事です。これが弱いところでは、能登の場合は、いわゆる合併したところに支所あっても、体制が非常に弱いということで災害への対応が後手、後手となっているというのは指摘されています。それも能登では二度の災害があったわけですね。地震の後に、もう洪水っていうのですが、地震の後に津波に遭うたようなものやっていう言わ

れ方がありますが、二度とも後手、後手に回っているという指摘がされています。

本当にこれから災害はいつどこで起こるか分からないという状況の中では、やはり支所の体制をきちっと維持し、さらに強化することが第一だと考えています。

それと、それからそういうことを考えると、この2条から支所を省くというのは、ほかのところで残っているじゃないかと言うのですが、行政組織としての支所の位置づけの問題だと私は思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 20年前には、防災安全課ありませんでした。

今は、この間いろんな災害が発生することによって、やっぱり防災の意識が高まる中で、防災安全課を整備しております。

あと、支所について、今回2回の豪雪を経験しております。そのたびに、実は災害が起きますと、この職員が支所へ派遣して、そのエリアのいろんなことを担当する。

そして、各支所の情報を本部で受けて行うという体制ができております。

あと、今ハード的なところ、今年バックアップの発電機、消防のだけでは足りないということで、今回、永平寺支所の発電機も、いざというときのバックアップの発電機を今年の予算で、今はもう整備終わった。もうすぐ終わりますけど、今やっております。

上志比支所もそういった機能をしっかり持たせておりますし、現に、上志比支所の建てるときも、議会のほうから、あそこ水がつく可能性があるということで、少しかさ上げをしたところに建てさせていただいておりまして、災害のときの拠点という位置づけでは機能するように、今、整備がされております。

また、防災安全課、先ほど申し上げましたが、振り分け、職員の振り分けの中でも、担当が決められておりますので、その辺はいろいろな災害を経験してきた中で、また他市町のそういう災害のいろいろな教訓を生かさせていただいておりますので、その辺については、逆に言うと、支所にそこを任せてしまうほうが駄目で、もう災害が起きたときは、一元的に管理して、どういうふうに機能的に動かすか。またそこが大切だなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 防災安全課が以前なかった。今できた。それは災害対応で、

いわゆる本部として、そういうところを体制強化するというのは、自然やと思います。今の状況の中では。

ただ、その問題と、もし災害が起こったとき現場でどうするか。どうしていくか。そんなに大きくない自治体だからって言いますけども、そういう問題では、僕ないように思います。

この2条から支所をなくすって言うのですが、私は行政組織の問題ですから、2条こそ、行政としてのある意味、これ町長としての支所の位置づけのあらわれはそう見えます。だから支所をきちっとした中で、行政文書の中で、残すかどうかというの、本当にこれからの町の方向性も決めるものではないかと思っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 災害が起きたときに、例えば各課が、学校教育課は学校教育課、子育て支援課は子育て支援課、支所は支所だけで動きますと、それはやっぱりもう駄目で、対策本部の中でもう一体となって、司令塔、私、本部が管理する。

ただ、それまでに、どこまで準備をして段取りをしていくかということが大事だと思っております。逆に言いますと、支所の職員だけで上志比支所、永平寺支所の災害が守れるのかと言うと、それは無理でして、もうそこは防災安全課がしっかり機能して、そこにもっと経験がある職員を派遣して、それは課を超えて派遣して全体的に対策に当たるというのは、そこはできていますので、ご理解をいただきたいなと思います。逆にもう課の単位でこう災害に当たれというのは、それはもう無理ですので、大きな災害のときは、そういう準備ができていますので、そこをしっかりとるのが、しっかりと管理をしているのが防災安全課や、私たちの仕事かなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、条例の位置づけについてのお話ですが、これは別にと言うと怒られますけど、ちゃんと条例で支所という位置づけとハード的な支所、これも上志比支所を建て直すときに、いろいろなご意見が、もう統合したらいいのではないかと、いろいろある中で、私たちはこれから少子高齢化とか、そういったのに備えて、ハード的な支所を建てていこうということで、建てさせていただいております。

その中で、今この支所の機能を新たな今、地域課題など、これから出てくる課題をどう解決していくのがいいかという中で、こういう新しい支所の位置づけと、いいですか、地域づくりのこういった新しいステージと、いいですか、永平寺地区、上志比地区、松岡地区っていうのにこだわらず、全体的に応援をしていくところ

が何かできたらいいなと思ひまして、裏を返しますと、これまで条文とか全てに、松岡地区の振興に関するという言葉が1つもなかった。上志比、永平寺地区の振興というのはあった。

松岡地区の振興はしなくていいのか。そうではなしに、新たな少子高齢化とか、課題が生まれてくる中で、地域づくりのここをサポートしていくという点で、新たなステージ。

これをつくることによって、どちらかと言うと、少子高齢化がたくさん進んでおり、人口減少が進んでいる上志比地区、永平寺地区の新たな形で行政と一緒にいかかわってサポートできるという、次の世代につなげるための条例改正といいますか、そういう位置づけだと私は思っておりますし、あと上志比支所、永平寺支所という名前が全て消えるのではなしに、しっかりと位置づけをされた中で、次の課題解決に向けて進めていくということですので、ご理解をお願いしたいなと思います。

それと、もう一つ、行政組織の機構としましても、これ何度も申し上げていますが、なかなか人員配置が厳しい中で、1つの課でいろいろな業務をしていかなければいけない中で、ここもそういう形でさせていただきたいなと思っておりますので、またご理解をよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 町長が後のほうで言われた、地域づくり応援、松岡が入っていなかったとかいろいろあるのですが、その話はもう論議済みです。それを駄目やって言っている議員は、今聞いていて1人もいません。だからそれを繰り返し言われても、それは今ここでの論議では意味がないのかなと思っています。

地域づくりの問題で言うと、例えば福祉の分野の地域包括ケアシステムの構築なんかは、地域としていろいろもっと行政が組織づくりに、一緒に、社会福祉協議会とか、地域包括支援センターに任しとくのでなしに、直接乗り込んでつくるべきではないかって提案していたのは議会のほうですよ。そういうのを繰り返して、地域づくり、公民館中心に予算も持って、地域づくりをしなければあかんって言ってきたのは、もうこれまで論議尽くされてきた。行政の対応がむしろ遅かったぐらいやと、私は思って、いや、そうですよ、現実的に。だからそれを今論議するのでなしに、この条例から支所を抜く問題について、ここは行政の姿勢のあらわれだと取ります。それはあれこれ説明要らないということやと私は思っています。

この20年の、災害の問題で町長は言いますけど、防災課ができたという問題について、防災の担当課ができたということについては、ここは必然やっていたと思います。それで論議は尽くされると思います。それがなかったら、本当にいろいろな災害のときに、行政が町長を中心に対策本部つくって対応しないと動かないというのは、もうこれまでの教訓ですから。それを今ここで話していても、そういう問題ではないと私は思っています。だから私が言いたいのは、行政組織、支所決める位置づけの1つの根幹になっている行政組織条例の第2条、そこから支所を外すというのは問題だと言っています。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災の観点、今、金元議員が、支所がなくなると防災がどうなるのかということで、お答えをさせていただいた話ですので、決して私らから防災のことで説明したわけではありません。

支所が、この条例がこうなると災害が心配だということをおっしゃられたので、回答をさせていただいたということ、災害時が心配だということでお答えさせていただいたのが、防災安全課を設置して体制で整えていますよという話をさせていただいたので、よろしくお願いします。

あと、地域づくりにつきましてもこれまでいろんな課がそれぞれの取組で地域振興はやってきていますので、決して何もしてないということではありませんので。

今回新たな少子高齢化とか、そこで新たな課題が見つかったとか、ここを改めて支援していこうというのが、この課の位置づけですので、お願いしたいと思っています。

あと、条例につきましても、何度も申し上げていますが、条例としてうたっておりますし、もう一つ、ハード的なものも町は支所という建物も、補完していますし、そこをいろんな条例また規則、要綱で管理もさせていただいておりますので、決して支所がなくなるとか、しっかりとやっていく。

ここも、2条から3条に移りますので、決して支所の機能が、支所が何かないがしろにされるとかそういったことではありませんので、そこはなかなかご理解をいただくというか、平行線になってしまうのかなって思いますが、町として、そう考えさせていただいた。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 町長の言っていることは早く言いますと、こんな我田引水じゃないですが、私、議員になったときから、それぞれの地域づくりのこととか、いろんなことは述べてきたつもりであります。公民館活動も含めてですけども。

その中で、この条例は、繰り返しになって申し訳ないですが、2条のところに、町長の権限に属する事務を課と支所というものに置くっていうことになっているわけですね。

その中から支所をなくしますっていうのが、今回の2条のこの条例の1つの大きな動きです。

当然、組織づくりの中でいくと、例えば公民館はどこに置くのか。それは公民館の運営とか、そんなのは、生涯学習課が担当しますよ、教育委員会の生涯学習課が担当しますよ。

それから、例えばいろんな施設がありますが、その施設はそれぞれの所管の課が見ていますよ、機能も含めてね。動きも見て。

そうすると、ここから見ると、2条から支所を取りまして、3条のところの、これは当然3条にはそれぞれ2条の中の課と支所がありますから、それぞれの課の内容が書いてあります。

そして、支所の内容も書いてあります。支所の内容が2項目しかなかったわけですね。今までは町民サービス窓口に関することとその他、永平寺地区に関することということで、大きく2つの文面しか書いてありません。

今回いろんな課の、支所を全くなくして、地域づくり応援課っていうものを設けて、その中の文書を見ますと、支所の運営に関すること、そして所管のそれぞれの全般の維持管理に関すること、そして新たに、先ほど私が述べさせていただきまして、町長もそのように思っているのだと思いますが、3、4、5、6の動きが特出して特化されていることになっています。

その下に、永平寺支所、上志比支所っていうのが出てくるわけです。

ということは、地域づくり応援課の中の1つの動きしかない。それにされるよということで、組織上からいくと、支所というところがなくなりますよということが、ここに明記されていることですので、それはおかしいのではないかとさっきから述べているわけです。

前も言いましたように、永平寺支所、上志比支所のその中に、例えば今この地域づくり応援課というのをつくることによって、永平寺の、町長がさっき何回も言っていますように、永平寺地区、それから上志比地区、そして松岡地区も含め

た特出した、そういう動きがここに述べているわけですから、その中にただ1番、2番っていうのは、永平寺支所と上志比支所があるがゆえに、支所の運営に関するという言葉が出ていますよ、1番で。だから私は、例えば永平寺支所、上志比支所、そして新たに地域づくり応援課っていう課を設けて、その中で1番と2番はそのまんま、永平寺支所が、上志比支所が受け継いで、3、4、5、6のそういうところが永平寺も上志比も松岡、3課にわたって、特化された動きを、まちづくりをやりましょうということです。今まで、例えば福祉保健課であるとか、それぞれの課がその永平寺、上志比、それから松岡も含めて、例えば町民の健康のことでは、福祉保健課、それから子育てとしては、子育て課がやっているような形で、運営していくのであれば、地域づくり応援課というものを新たに設けて、その所管のいろいろやってきた、それぞれの課のいろんなところのやつを包括したようなところで、3、4、5、6の文書が出てくると思っているわけです。

ですから、何も永平寺支所と上志比支所をなくすということではなくて、地域づくり応援課を増設するだけで、私は事足りるのではないかと。あえてそこから支所というものの、2条の中で組織を除くということは、例えば今軽んじてはいないと言いながらも、結局、所管されている課と支所というのを、支所という位置づけをなくすということにつながると。町長は何遍も支所はなくさない、支所という位置づけはなくなっていないよって言いますけれども、2条の中で、あくまでも課と支所というものを位置づけているわけですから、それを私はなくさなくとも、別にそのまま残しておいて、地域づくり応援課を新たに設けたということで、文面にしていけば何ら問題はないと思っています。それによって、なおかつ、今まで、おろそかになっていた永平寺支所、上志比支所の中に、そういう3、4、5、6という、いろんな形の支援がされていく。それぞれの課、新しくできた課によって支援をしていくという見方ですから、従来のそれぞれの課、福祉保健課、子育て、いろんな、建設課ありますが、それぞれの課がそれぞれの支所を応援するのと同じように、地域づくりというものを応援しますよという見方だから、何も支所をなくすことはないと思うのですが、私はそういう考えです。だから支所をなくすっていう位置づけは、非常に重いっていう形だろうと私は思います。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先ほども申しましたけれども、支所をなくす、なくすっ

ておっしゃいますが、なくしません。2条からっておっしゃっていて、支所をなくすっておっしゃっているでしょう。2条からなくすだけです。

2条でないと組織ではないという感覚をお持ちのようですが、今、現条例の中には、財政課の中に行政改革推進室とか、公共対策推進室とかの組織が第3条の中にも規定されております。

今3条に移って支所という規定を残すということで、これはもう組織として、私のほうは扱っております。

第2条の町長の権限に属する事務というのは、これ第3条にあっても、第3条に書いてある組織についても、町長の権限に属する事務を行います。

あと、2条で並列する場合っていうのが不自然だっていうことは、先ほど申しましたとおりでございます。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今の総務課長の話はね、私は何度も言っているのは、所管、ここの永平寺支所、上志比支所がこうすることによって、権限がなくなるって言っているわけじゃないですよ。それは当然、何もそういうこと言っていない。当然それは、町長は全ての課を見ているから残ってきますって。

ただ、この2条というのは、支所という位置づけを町はどのように考えているのですかっていうのがあらわれている文書ですよ。2条に、そこに支所と課を並列に置くということは。そこから支所をなくして、3条のところのいろんな事務の、要は所管の事務やね、仕事の中に3条を置いている、3条の中に入れているわけであって、私は何も支所そのものがなくなるって言っていないよ、位置づけがなくなるって言っているのですよ。支所というものは、現存して、町長の言っているように、新たに上志比支所も造っていただいていますし、永平寺支所もそういう機能を持っていますから、支所がなくなるって言っていない。支所という位置づけを、町はどう考えているのか。それをなくすということは、軽んじているようにしか見えなですよっていう言い方を言っているわけですよ。だから、あくまでも支所というのは残すべきだ。そういう位置づけですということを言っていることが書いてあって、それをまた機能を満たすためには、先ほど何回も説明していますが、福祉保健課であるとか、建設課であるとか、いろんな課がありますね、それと同じような形で、地域づくり応援課というものがそれぞれの、新しくこれから起きる少子高齢化であるとか、いろんな住民のそれぞれの健康も含めて、高齢化の中に含まれるとことか、持続可能な地域をいかに残そうかとい

う意味で、コミュニケーションも大事だから、そういう地域を応援していかなければあかんね、それが大事になってきましたねっていうことが、いろんな今の時代に合った課題だから、そういう課をつくりましょうということだと思っているわけですよ。だからそれに対しては、もう二の手も三の手も挙げて、賛成していますんで。

しかし、先ほど言いました位置づけをなくすということは、大きな方向転換しかあり得ないですよということで、あえて異議を申し立てているわけです。

○議長（酒井圭治君） ほか。

副町長。

○副町長（北川善一君） 何回も申しますけども、これまでの支所の機能を充実、拡充させるために、今回、地域づくり応援課というのを設け、課を設けます。

課が地域づくりを支援するための事業を包括的に行いますけども、その中で特に永平寺とか上志比の地域づくりを応援するために、この支所っていうのは、この3条のほうでうたっています。

そういった町の支所に対する意識のあらわれとかおっしゃりますけども、実際これでやっていただければ、これまで以上に、地域での活躍が見られるようになると思いますので、これからまたそれを確認いただければと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に、もう支所機能を強化するということですので、そこをご理解いただきたいなと思うのと、振興については、各課がもうずっといろんな形でやらせていただいております。

そこを、ここの地域づくり応援課がいろんな課と連携をして、課題とかそういったのを住民の方と一緒にやっていこう。もう全ての課と連携する課になってくると思います。

僕、これこそが最初求めていた支所の機能だと思います。支所の機能だと。今それをこういう新しい形で機能させてほしいというのが今回の提案ですので。

支所という定義、もちろん建物としての支所、条例の中での支所、その先には住民の地域づくりや、そういったところを目的として、この条例を制定させていただいておりますので、私たちとしたら、これで永平寺、上志比を後退させようとか、そういった意思ではなしに、さらにいろんな課題を一緒に考えていこう。

それも、各課がなかなか話しできないところも、ここで話をさせていただいて、

吸い上げて、また連携をして、やっていこうという、そういった位置づけです
で、支所の機能を強化するということを2条でうたっていて、もともとの支所の
機能というのは、しっかり3条で担保しますよというのが今回のこの条例の改正
のお願いですので、町としては、どちらかと言うと、支所機能を強化するという、
そこですので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 行政組織の中には、内部組織、外部組織があると思います。

支所っていうのは、内部事務組織ではなく、どっちかと言うと、出先機関です。
出先機関を、機能そのものを町長は外さないって、残すって言うのですが、な
ぜ2条から、この支所を削るのですか、なくすのですか。削るっていうことはな
くすのですよね。

同じく、3条でも、支所が削られるのです。

この、なぜこの外部機関のこれをするのかが私らは納得できないですけど。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 一般質問及び本日の議論で申したとおりでございます。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 支所をなくすって、これ実は全協の中で、皆さんに最初お示
ししたときに、地域振興支所という名前で提案させていただいたのです、初め。

ただ、この名前はちょっとだめだろう、もうちょっと地域づくりを応援するよ
うな名前に変えたらっていう提案をいただいたので、実は地域づくり応援課とい
う位置づけで提案をさせていただいたという経緯があるのも、皆さん覚えていら
っしゃると思います。最初は地域振興支所でしたか、という位置づけで提案させ
ていただいたのですが、もう支所という位置づけよりも、もうちょっと分かりや
すい名前のほうがいいのでないかということで、実はこの地域づくり応援課、
じゃあもう全体的に行けるようにしようというふうに、これを再度出させていた
だいたというのが、この地域づくり応援課でして。最初、私たちが提案させてい
ただいた時点で、支所をないがしろにしているとか、そういった位置づけではな
しに、こういう形で提案させていただいて、地域づくり応援課が、もう支所機能
も、永平寺支所、上志比支所、これまでのその機能も持っているっていう位置づ
けで、さらに踏み込んで、窓口の業務とか、そういう出先としての位置づけだけ
じゃなしに、積極的に住民に足を運ぼうっていう位置づけですので、この地域づ

くり応援課となる、これはいろいろな経緯の中で、そうさせていただいたのですが、もうこの地域づくり応援課が永平寺、上志比支所のグレードアップ版といえますか、そう私たちは思っております。

ただ、3条で永平寺、上志比支所を管理するとかそういったこと、またほかの要綱とかでも、しっかりそこは位置づけすることによって、永平寺、上志比支所を担保するといえますか、そこをやっておりますので、地域づくり応援課というのは、新しい形の永平寺、上志比支所という位置づけということで提案をさせていただいておりますので、最初、町としても、地域振興支所という提案の中でも、議会からいろいろあって、そうですよねということで、こうやって名前も変えさせていただいたという経緯がありますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） それはよく分かります。私はなぜこの2条から外部機関である、外部、出先機関である上志比支所、永平寺支所を落とすのですかって。別に落とすのは、残すと、何か不都合なことがあるのですかということをお聞きします。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これは第1審議でお話ししました、この地域づくり応援課を2条でもう一個つくりますと、地域づくり応援課の位置づけが松岡の振興に関することっていう、もう上志比、永平寺地区の振興に関することは、上志比、永平寺支所がもう所管で持っていましたので、今度、地域づくり応援課というのを新しくつくって、この2条で並列にしますと、地域づくり応援課は、松岡地区の振興に関することっていうと、もうこっちには、もう永平寺地区、上志比地区がありますので、じゃあそれを統合したかった、統合というか、地域づくり応援課は松岡の地区のそういうところもサポートしたいっていう思いがありましたので、永平寺支所、上志比支所が、もう既に、永平寺地区、上志比地区の振興というのをうたっていますので、並列にしますと、地域づくり応援課は松岡振興に関することっていう文章を入れて、それを兼務、その課を兼務させるという位置づけになってしまいますので、そういった点で、今回、地域づくりを応援していこうということで、こういう提案させていただいております。

○議長（酒井圭治君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） もうそこら辺が分からないですけど、確かに機能はそういうようなことで異論なかです。

もしそういう地域づくり課がもう松岡のことしかしないっておっしゃるなら、3条のところで、3条では、ちゃんと地域づくり応援課がする仕事が出ているのですから、支所って、なぜここから支所は、ほんならどうでも、ほんなら上志比支所やで、もう上志比の振興のことにするっていうのは、言い方をされるのですが、この何かこれが分からないですけど、何かそこら辺の理解ができないっていうことです。

残しとくと、何かどこが不都合ですか。それが分からない。名前は残しといて、別にここに、行政組織の中に支所っていうのは、外部機関として、出先機関として、ここにもものがあるっていう、残すっていうことがなぜかなっていうのが分からないです。

3条で名前を残すって言うのですが、3条は、これはあくまでも上の2条である課の職、仕事っておかしいけど、事務分掌が3条に出てくるのであって、確かに名前は残ります。機能も残ります。建物も残ります。それは分かるのです。そういうことでなくて、この条文の中から消えるっていうのが、私はよく分からないっていうのか、納得できない。

○議長（酒井圭治君） 北川副町長。

○副町長（北川善一君） 支所の機能を格上げしまして、ある意味、格上げして、地域づくり応援課というのをつくります。地域づくり応援課の中に、今度それぞれの支所を今、事務分掌として設けています。なので、2条のところで、課と地域づくり応援課の中の支所を並列で書くのはおかしいという、ふさわしくないです。で、2条から落としていますということです。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 条文の話、お伺いしますけれども、これ例えば外部に法務関係の確認をするということになっていたと思いますけれども、その辺の状況を教えてください。

○議長（酒井圭治君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 先日、名前出ました行政に改めてお尋ねしたのと、代表監査委員にもお尋ねしたところ、法的に瑕疵はございませんでした。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、これで議案第21号、永平寺町行政組織

条例の一部を改正する条例の制定についての第2審議を終わります。

お諮りします。

本件について、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今度のこの永平寺町行政組織条例を変えようという問題ですが、特に2条から永平寺支所、上志比支所をなくすという問題については、支所の設置に関する根拠条例がなくなるということです。だからこの問題については、もっとじっくり研究していくために、私は動議として、継続審査を求めたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前 9時52分 休憩）

（午前 9時56分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。

本件について、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、第2審議を終了して、第3審議に回すというところで動議を出しましたが、第2審議で結論を出すことより、第3審議の自由討議の後で動議を提出したほうがいいのではないかという指摘もございました。第2審議の終了の段階で出した動議について、そういう意味では、今回は取り下げておいて、その次のところで、次の段階で提案させていただきたいと思いますので、引っ込めさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 撤回ということで、よろしくお願いいたします。

では、再度お諮りします。

本件について、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

～日程第2 議案第29号 令和7年度永平寺町一般会計予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第2、議案第29号、令和7年度永平寺町一般会

計予算について、を議題とします。

資料は、予算説明書主要事業の一覧などをご用意ください。

これより第2審議を行います。

まず、永平寺町こども家庭センター及び子どもの遊び場の活用のための取組方に関して、詳細説明があれば担当課の発言を許可します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） それでは、子育て支援課のほうよりご説明いたします。

子どもの遊び場、こども家庭センター、どちらの両施設とも翠荘の2階に設置となりますので、場所のアピールの仕方についてご説明いたします。

こども家庭センターの案内については、翠荘玄関前に4月までに案内板を設置いたします。遊び場整備の際に、遊び場とこども家庭センターの大きな看板を改めて設置をしていきたいと考えております。

また、翠荘の入り口から2階のそれぞれの目的地までの通路、あとエレベーター付近にも、随時案内を置いて、迷うことなくたどり着けるように配置をいたします。

こども家庭センター、遊び場の正面には、大きく分かりやすいサインを取りつけてまいります。

次に、こども家庭センターを活用していくための取組についてです。

これまでも各園や小・中学校より相談のあった保護者や家庭などについて、子育て支援課や保健センター、福祉保健課など、それぞれの担当につないでもらっていましたが、今後はこども家庭センターにつないでもらうことで、保健師や社会福祉士、保育士の専門職が一括して、寄り添った相談支援を行うこととなります。

遊び場が併設されますので、子育ての悩みを相談できるところがすぐそばにあるということが認識されて、こども家庭センター、遊び場、お互いの相乗効果が生まれてくると思っております。

また、民間事業所が行っている支援事業を活用し、様々な支援を展開していきたいと思っております。

周知の方法につきましては、子ども見守り宅食支援をいただいているNPO法人や社会福祉協議会、あと地域の見守りをお願いしている民生児童委員、また障害児福祉事業所などにも、子育て世帯へチラシなどで周知をお願いしてまい

りたいと思っています。

こども家庭センターが核となり、地域の様々な施設や機関が連携、協力して、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、子どもの遊び場を活用していくための取組についてです。

平日は、主に子育て支援センターを利用している親子や在宅で育児をされている方など、未就園児のお子さんの利用が多いと思われます。

また、近くの園であれば、お散歩がてらに寄るとか、あと離れた園でも、遊び場に行ける機会を設けたいと思っております。秋の遠足などでも利用できたらと思っております。

園児たちが保護者とまた一緒に行きたいと思ってもらえることで、休日の利用もかなりあるのではと想定をしております。安全に遊んでいただけるように、年齢ごとにゾーン分けをするなど、鍵は二重鍵で、子どもの手の届かない場所にも設置をいたします。

基本は、親子の遊び場ですので、保護者が目を離さないことが大事になってきますが、もしけがや何かあった場合は対応できるように配慮をしております。

また、2階のトイレは男女別で多目的トイレを整備していきます。

周知の方法につきましては、乳児健診の会場であることと、4月にはこども家庭センターが開設されていますので、遊び場供用開始前の告知効果もあると思っております。

また、対象年齢である園児の保護者、あと子育て支援センター利用者に対しては、個別にチラシなどを配布し告知をしております。

多くの親子が安心・安全に遊ぶことができ、保護者の集える場所になるようにしております。

子どもの遊び場は、町内外問わず、利用することができます。

まずは、町民の方の利用状況を把握した上で、町外への周知の仕方を考えたいと思っております。

以上、追加説明といたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

9 番、滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） 今回、第2 審議に付したということは、ある意味、非常に期待をしているので、その辺、詳細に聞きたいという趣旨で質問をさせていただ

きましたことを、まずもって了承いただいた上で、今、大きな地方自治体の問題であります人口減少、少子高齢化。ただ、町の施策によって、入園児等々は増えているという現象があるのは、非常に保てているのですか、保てているということは、非常に行政のご努力だろうと評価しているわけですが、子育て世代が本町に住んでいただくってところの中では、大きく、給食の、学校給食の無償化っていうのをこう掲げながら、子育てしやすい町っていうイメージをつくりながら、本町、進んでまいりました。

ただ、国の施策として、学校給食の無償化というのを国がやるということの中で、もっと特徴的な子育ての支援っていうことを、考えていかなきゃいけないのではないかというのは、常々、質問をさせていただいているのですが、その中で非常に期待することが、今回の家庭センターだろうと考えております。

昨今、県の補助によりまして、子どもの遊び場を各市町がつくっているわけですが、そことの、本町との遊び場の違いっていうのを、私は感じているわけですが、その辺どのように捉えているのか。

そして、今ほどの子育て世代、特に乳幼児を育てる世帯、家で育てている世帯にどう支援していくかというところで、家庭センターとどう結びつけていくかということが、大事ではないかなと思います。

先ほど、妊娠時から支援をしていくってところになりますよってということですが、具体的にどう、そういう方々にアプローチをしていくのかっていうのもお示ししていただきたいなと思います。

それと、遊び場は町内外っていうお話もされていましたが、そこは少し他市町との遊び場とは違うのではないかなと、私は思っているわけですがけれども、その辺のとらえ方も含めて、お答えいただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君）　永平寺町の遊び場の設置場所が、永平寺町のこども家庭センターの設置場所が翠荘の2階ということで、1階には保健センターがありますし、あと2階には子どもの遊び場と併設されるということで、ほかの市町には、そういったところはあまり少ないのかなとは思っています。

こども家庭センターで相談をされる方、あと遊び場に来られた方がそれぞれこういったところがあるのだなっていう認識をしていただけるということで、相乗効果が出て利用が増えるのではないかなと思っています。

こども家庭センターの妊娠期から子育て期までの支援ということですけども、

妊娠届を出されるときからこども家庭センターのほうで面談や悩み、妊娠中の悩みっていうのもお聞きする機会があります。

妊娠7か月以降の方とも、郵便のやり取りにはなりますけども、アンケート調査などを行って、そういった支援が必要かどうかっていうのを見させていただきます。

生まれた後については、赤ちゃん訪問っていうので、3か月後ぐらい後に、おたくのほうまでお伺いをして、お子さんとお母さんの様子をお伺いさせていただいて、悩みがあれば、そこで相談を受けるということをさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 本町は、小さい町なので、そういう意味では、手の届くような支援ができると期待をしております。

今ほど、訪問というようなお話もありましたが、なかなか待っていては来られないので、訪問しながら、そして敷居の低い家庭センター及び遊び場になるように期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、次に、えい坊館の厨房等の施設の未整備に関して、及び本年度の実証に関する検証が遅れたことについて、詳細説明があれば担当課の発言を許可します。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今ほどのご質問につきましては、議会との事務事業検証の中でのご質問でございますので、そちらの件も含めて、ご説明をさせていただきます。

まず、厨房施設のほうでございますけれども、こちらはオープン当初、運営事業者のほうから、電磁調理器の火力不足を心配したことで相談をいただいておりますけれども、9月補正対応を視野に入れて進めてまいりましたが、その後、運営者側のほうから、現施設を使つてのオペレーションになれてきたということで、指定管理導入時に必要な改修を行うということで、協議の上、落ちついたという経緯でございます。

こちらにつきましては、検証シートの9月末の表のところでも削除をさせていただいているというところでございます。

それと、指定管理の導入時期が流れたというところでございますけれども、こ

こちらにつきましては、指定管理の開始時期の判断におきまして、まず7月17日に行いました検証の議会との会議の中で、令和7年度の当初スタートは困難であるというご報告をさせていただいております。

こちらにつきましては、飲食の実証スタートが見込みより少し遅れた6月12日のスタートというところで、実証期間が短いということで、判断をしていたものでございます。

その後、10月10日の2回目の検証の会議のときにも、ランチ、カフェの実績を説明させていただきまして、令和7年度当初からの意向は見合わせたいというご報告をさせていただいているところでございます。

そのような検証結果を踏まえまして、議会から提言もいただきました。

そちらの提言の担当課からの事業説明というところで、2月10日の全協でも説明させていただきましたけれども、えい坊館の令和7年度の事業の方向性について、十分説明をさせていただいていると認識してございます。

そのとき、幾つか質問もお受けしましたが、議会のほうでは、令和7年度事業の方向性をご理解いただいたということで、進めていると認識した次第でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） 通告の件につきましては、非常に丁寧に説明いただき、ありがとうございました。

ということは、もう施設の部分については、来年度については特に改修することはないという具合に考えてよろしいですかね。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 令和7年度は、今予定をしてございません。やはり実証を重ねまして、使っていただいている運営の事業者さん、それと専門的知見の方のご意見をいただきまして、指定管理導入に向けた改修ということで進めていきたいと考えています。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

ちょっと通告以外のところで、もしお話できるのであればしていただきたいで

すけども、この事務事業評価の中で、もう一つ柱として、プロジェクションマッピングの改修っていうのがあったのですけども、そこは改修できたという具合に報告上がっております。

ただ、機材がもう古くて、なかなか代わりのものを入替えしていくのが難しいと、今後どうなるか、難しいという話を伺いました。

チームラボのこの作品ですか、これだけを見るために、県外のお客さんが、えい坊館に足を運ぶという方もおられるという話も聞いております。という点で、これをうまく利用すれば、町にとって宝の山。これを放置しておく、単なるお荷物ということになってしまうと考えますけども、ここら多分デジタル機材ですから、かなりメンテは金もかかるし、大変だと思うのですけども、そこらをどっかのタイミングでメンテナンスを本格的にやっていくのか、そのあたり何か考えがあれば、お聞かせください。

○議長（酒井圭治君） 関連でお願いできますか。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今、今年度改修におきましては、ある程度、今後も少し、また長期間使える、長期間というか、継続して使える改修をかけておまして、ライトの光の電球の球というか、そういうところが、やはりもうだんだん製造して合わなくなっていくというところがあって、少ししばらく在庫で何本か切れたときのことも考えまして、少し押さえてはございますが、今もこれでチームラボ始まりまして、8年、9年たってきておりますので、今現在は、やはり禅文化というところで発信する1つのコンテンツということで、継続して使ってもらいたいとは考えておりますが、その後、指定管理導入後に、今後そのプロジェクションマッピングが本当にそのまま、また5年、10年と行くのがいいのか、もっと有効的な使い方があるのかというところは、今後の検討にもなっていくかと考えております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

8番、清水憲一君。

○8番（清水憲一君） ありがとうございます。

最後ですけども、令和6年度の費用内では、運営補助金339万6千円の根拠として、1万2千円の283日ですかね、そういう具合に書かれて、トータルでこの事業費が出ているのですけども、今回、令和7年度の事業費においては、既存事業として324万5千円、それに運営補助金1万円が300日という具合に

書かれていて、第1審議のときに、課長さんは令和6年度の実績に合わせて、1万円でやらせていただきますという感じで発言されていたかと思うのですが、そこらは町長が以前から説明されていて、1万2千円ではなかなかやっていた方がいないので、1万円プラスするという具合に言っておられたかと思うので、そこは多分そういうことだろうという具合に思って、事業費が、運営補助金1万円が300日ではなくて、追加の補助金が1万円と。トータルとして、1万2千円と1万円、2万2千円ということではないのですか。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 令和6年度、1万2千円が令和7年度は1万円に、2千円下げたということでございます。

補助金といたしますと、全部で300万円、300日の1万円ということで、300万円、昨年より減額となっております。

減額した理由といたしますと、効率化を図っていただけるということで、オペレーションの、こうシフト関係で、人件費補助ということで出しておりますけれども、効率化を図れるということで、1万円ということで少し縮小しています。

それと令和6年度の実証を踏まえまして、土日も開けてほしいというお客様の要望も伺っております。

そういう中で、運営者の方も意欲的に取り組んでいただいておりますので、今、土日も回せるかどうか、今検討には入りますが、一応5日間というか、6日間開いているのですけれども、そこら辺の年間を通しての費用ということで、今最大、マックスで持たせていただいています。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 今年度の検証作業の中で、多分、厨房の改修の効果というのを検証したいのだという、初めのご説明だったのですね。その辺は厨房の改修はもうしないと。そういうことになれば、検証することすら、何を検証するかよく分からんのですけど、どうでしょう。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 厨房の検証というよりは、今、えい坊館施設全体を基本テーマに基づいて、どのように活性化させていくかっていうところを、一番の実証の目的にしておりますので、その中で、今の施設の機能の規模とか状態を検証、専門家の方にも見ていただきまして、必要であれば、指定管理者の意見も

入りますけれども、改修をかけていくという流れになって、令和8年度に向けて、令和7年度中にそういう計画も進めていくということでございます。

○議長（酒井圭治君） ほか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 令和7年度も引き続き、ランチの提供も行うと。その他、新たに物販とかも加えるというお話だったのですけれども、こう積み上げ見ると、4月から3月まで通年営業するというお話ですが、そこら辺のデータを取っていくと、そのデータを生かした検証というのは、多分3月までにはできないと。そうすると、もう令和8年度当初には間に合わない、という話になるのですが、その辺のスケジュール感をお願いします。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） これも当初予算の説明の中でご説明させていただいているのですが、令和8年度中にということでご説明させていただいておりますので、今やはり検証会議、検証の専門家を入れた検証の会議の中で、よくよく十分に検討をして進めていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） こないだずっと質問をさせていただいて、令和6年度でしたか、現在で1万8千人の利用があったという答弁があったと思います。そのうちの実証実験の中で、飲食を、ランチ提供をやっていて、そこが二千数百人の利用やったという話だったと思いますけれども、要は、それを引きますと、1万5千人は利用されているという施設ですよ。

1万5千人利用っていうと、どうでしょう、公民館はもうちょっとあるのかも分かりませんが、図書館は3万人以上の利用をされるのだろうと思いますけれども、ただ永平寺とか上志比の図書館という、1万人行くか行かないかという感じなんかなと思いますが、何が言いたいかと言いますと、飲食なしでもそれだけの利用があるっていう、その利点を分析しながら、そちらに力を入れていけば、かなり増えるのでないかなって私は思っています。

そうすると、特に飲食にこだわらずに何をするかっていうことを考えるべきではないかなと思うので、先ほど来、令和7年度も飲食の実証をしながら、専門家にというのは、専門家にいろいろお聞きするのはいいのかも分かりませんが、飲食の実証というのは、あまりもうそれだけの数字が出ているならば、そこ

にこだわる必要はないのではないかなと思っているのですが、逆にこだわっているのは私だけなんかも分かりませんが、どうでしょう。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これずっとコロナ禍もありまして、議会との議論をさせて、説明も都度、都度させていただく中で、もう一度、飲食を復活させたらどうかという提案をいただいた中で、今復活をさせていただいています。

その前も、いろんな方々に手を挙げていただいていたのですが、多少支援をしないと回らないっていうのが先ほど出ています、1日1万2千円っていうのが出ています。

今、二千数百人っていう話があったのですが、最初6月に始めたときには、本当にあんまり宣伝もしてなかったですし、入られている方も手探りでやっていたのですが、だんだんもう30人を、ランチを食べに来てくれるなど、右肩上がりになってきていますので、その辺の数字は、この前も言いました。もう一回言わせていただきますが、そこも見させてほしいなっていう思いもあります。

それと、今おっしゃられたとおり、利用者は、もういろんな角度で多い施設です。そこでどう伸ばしていくか。

また、利用者をどういうふうに、飲食とか喫茶でもいいのかとか、いろいろなところをまた今回、数か月やらせていただきましたので、専門家の方も入っていただいて、先ほどのプロジェクションマッピング、これもなかなか日本でも3か所で見られない常設のチームラボの、これもアートですので、こういった点も、どう活用していくかとかそういったのを、いろんなデータが出てきますので、それでまた進めさせていただいて、もちろん議会のほうにも、こういう状況です、それを基に指定管理をするのであればこういう状況です。これぐらいの指定管理でお願い、要綱をつくっていきたいというのも、また皆様にお示しをしながら、できればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 今、人数をもう一度、すみません確認させていただきますけれども、6月12日から2月末までのランチで、大体、述べ1,182人、カフェのほうで937人ということで、合わせて延べ2千人以上の方がお使いただいているということで、オープン当初は、やはり1日10食とか11食とか、そこら辺で始まったのですが、今もう最後のほうになりますと、12月なんかですと、もう1月とか、そこになりますと、大体1日20人とか25人とか、

多いときだと30人とか、そういう数で実績上がっております。

この前、長岡議員が言っていただきましたように、今、例えば町の幼稚園の親子の卒園式で、子どもを含めて上で、そういうお別れ会をやりたいと。食事を下で作ってくれませんかという依頼が入っているなど、それと上のほうの施設も1か月に1回は大体30人以上の1つの団体の予約がずっと入っている状況もございますので、今、滝波議員おっしゃっていただきましたとおり、総合的に、もうカフェのとこだけを見るとか、そういうことではなしに施設全体で機能が活かされて、お客様をこう来ていただける、町民の方にも喜んでいただいて、観光客の方にもいろいろご利用をいただけるという施設になっていければなと思って、進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほど図書館の話しましたがけれども、令和4年で町立の図書館で3万4千人ですよね、利用者は。一時期3万人あったっていう時代もありました。

でも、令和6年、飲食を本当に、さほど力を入れずに1万8千人、飲食、カフェを除くと、1万5千人は来ているという施設ですから、普通、図書館はね、本を借りに来るために来客する。えい坊館は何かを見たいがために、何かをしたいがために、えい坊館に来るっていうところがあります。そこを中心に考えるのと、あとこの施設は何を目的にするかっていうところだろうと思います。だからそこを中心に考えなければ、飲食やりますと、当然、指定管理料は上がってくるのだろうと思います。そこも考えますと、原点のところと今利用されているお客さんが何を目的に、何を求めてやってくるか。それを拡大するっていうのが普通、通常の考え方だろうと思いますので、ぜひそこに沿って考えていただけたらと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、次に、まちづくり株式会社ZENコネクトへの職員派遣について、及び同じく、まちづくり株式会社への地域おこし協力隊の配置に関して、任期終了後の定住に向けた取組方について、詳細説明があれば、担当課の発言を許可いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、職員の派遣でございます。

町で行っている業務の一部を職員につけて派遣するという予定をしてございまして、具体的には、観光事業におきましては、出向宣伝や観光ホームページ、パンフレットの充実など、主に観光情報発信業務で、後にまちづくり会社が主体的に行う業務や町からの委託業務となるものを選定して、その職員とまちづくり会社で行っていくということを想定してございます。

また、DMO立ち上げに向けた支援というところでございまして、まちづくり会社の組織体制づくりとか、登録手続関係、また事業計画の策定、国や県との調整や各種申請支援などを、これもまちづくり会社の職員とともに進めていく、支援をしていくという目的で、派遣というふうに考えております。

また、まちづくり会社からも、行政のノウハウをまちづくり会社に伝えてほしいということも要望されておりますので、人材の育成支援にも協力できたらと考えているところでございます。

それと、地域おこし協力隊の3年以降というところでございますが、まちづくり会社では、任期後の継続も前提として、採用していきたいという意思でございます。

とはいうものの、地域おこし協力隊の方の本人の意思というものが大事ということで考えておりますので、残ってもらえる環境づくりや定住に向けたサポートなどをまちづくり会社とともに行っていきたいと考えております。

地域おこし協力隊の今後の展開でございますが、主な事業の内容は、DMOに向けて、SNS発信を主にしてほしいという要望も受けてございます。

1年目は、永平寺町を知っていただく。2年目からは、本人の感性や自主性、やりたい方向を聞きながら、発信事業に積極的に取り組んでいただきたいということで、地域おこし協力隊にどんどん頑張っていただきたいと思っています。

このようないろんな体験、経験を積んで成長していただきまして、まちづくり会社の目標であります交流人口の拡大やインバウンドの取組など、町内事業者の収益アップなど、町の利益増を図っていく組織の一役を担う人材になっていただけたらと考えております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まちづくり会社、安定した運営を行っていただいております。

このほか、自動運転は、もうまちづくり会社が今、全て請け負っていただいて、町のほうが少しサポートをさせていただいている。予算を町は持っていないの

で、まちづくり会社が自動運転はやっていただいているところを、国との調整役とか、そういったところを今お手伝いさせていただいている。そういった点で、改めて職員を派遣することによって、自動運転の部分は、もう全てまちづくり会社に、要は、そういう派遣という形で応援していくっていう形。

それと、あと近助タクシーの運営も委託をお願いしておりまして、そういった点で、交通の面でも、町と連携をしていきたいと思っております、そういった点でも、派遣をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

9 番、滝波君。

○9 番（滝波登喜男君） まず、まちづくり会社ですけれども、最近っていうか、どの市町も全国的には、こういう会社が増えているというのは認識しております。

特に、以前ですと、施設管理を主にやるとか、開発を大きな開発を手がけていくっていうような、まちづくり会社か、第三セクターかも分かりませんが、そういうのが増えてきておりましたけれども、昨今は小さいまちづくり会社、資本も少ないですけれども、そういったまちづくりと観光とか商業とかっていう、そういう部門を担っているっていうところがあると聞いております。

ただ、本町の場合、このまちづくり会社の資本、参加しているわけですが、出資は何割ぐらいしているのかっていうのをお聞きしたいのと。あと、よく言われるこういったまちづくり会社、どうしても行政が委託をしているとか、指定管理しているとかっていうので、課題としては、持続可能な、独自の事業をやっているっていうことが大事ですよという形になっているのですけれども、今ほど町長からのご説明ありましたとおり、本町の施設として、笑来と四季の森、そして自動走行、近助タクシー、行政チャンネル、そして道の駅ですか、そういうような事業をされているということですが、ほぼ国あるいは町の事業と認識をしているわけですが、多分それを脱却するっていうところの中で、農業分野にも今、協力隊を招いてやっているわけですが、ただ観光DMOっていうところに力を入れますと、独自事業であります農業のほうの少し力が衰えるのではないのかなと思って心配しているので、1つは、協力隊の雇用も含めて、その事業をどう考えているのかなっていうところもお聞きしたいなと思っています。

よろしいですかね、ごめんなさい。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず、ZENコネクトの株式の状況、町の状況ですけども、株式の保有率としては、61%という形になります。

それと、経営状況のことについても少し申し上げさせていただきたいのですが、株主総会の資料によりますと、令和5年度の決算においては、当期の純利益として、617万3千円の黒字となっております。

内部留保を示しますキャッシュフローの残高でも、5,532万7千円となっております。経営としては良好だと感じております。

もう一つが、農業分野の件で、今、地域おこし協力隊のことをおっしゃっていたかなと思います。

農業分野におきましては、ご存じのとおり、町から2名の地域おこし協力隊を今派遣して、連携しながら今進めているという状況でございます。

まちづくり会社にお聞きしましたら、農業分野のところについても、雇用もまた検討していると聞いております。

地域おこし協力隊については、今任期の途中でもございますので、また双方協議の上、ご希望に沿えるように進められていくものと思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっとまたZENコネクトさんの話になりますけれども、事業の中での、事業、指定管理とか、そういう中で、指定管理ですから、ZENコネクトが職員を雇ってと言うのですか、職員が運営しているのだろうと思いますが、今、町がコネクトさんの職員数と、あと町から職員を派遣している数ってどれぐらいいらっしゃるのですか。協力隊も含めてお願いします。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今、ZENコネクトのほうに派遣しているのは、地域おこし協力隊2名でございます。

○議長（酒井圭治君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今確かなことは分かりません、5名ほど職員としておられるのではないかなと思っています、別で、はい。

○議長（酒井圭治君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 次、観光DMOを目指すということですが、そのために職員1人派遣して、そしてまた協力隊もということで、かなり町としても力を入れるということですが、ということは町の狙いもあるのだろうと思います。

昨日は県のインバウンドをされている室長さんの講演を聞いたのですが、福井には、こういうDMOが少ないっていうか、ほとんどないということで、県外に頼らざるを得ないということの中で、このDMOなんかは、いわゆるコンテンツをつくっていくとか、あるいはいろいろなコンテンツをつくっていくために、いろんな関係団体とかっていうところを巻き込みながら、インバウンドを引き込むコンテンツをつくっていくって、それを発信していくと。当然、旅行者等のPRもっていうところが必要なんやっていうことをおっしゃっていました。

このDMOを取得するのに、どのようなハードルがあって、どれくらいをかけてやっていくのか。そのどれくらいかけてっていうところの中で、職員も1年になるのか2年になるのか、その辺もお聞きしたいなと思うし、町として、この観光DMOをどのように捉えてやっていくのか。要は、先ほど答弁の中で、町の行政のノウハウも知りたいということですから、ある意味、今まで町が担ってきた業務をそちらのほう、業務という言い方は変ですが、役割をまちづくりへやっていただいて、また町はこういう部分をサポートするということを描きながら、今回の支援をしていくのかどうかっていうのをお聞きしたいなと思います。

○議長（酒井圭治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） ちょっとまず、スケジュール感ですけども、今年はまちづくり会社、DMO含めて、いろいろまちづくり会社の方向性含めての話で、まちづくり会社さんしますと、DMOに向けて、まず観光を自分の組織の中に落とし込んでいきたいっていう思いでいらっしゃいます。

今、道の駅を受託していただきますし、えい坊館もご支援いただくという流れで、今の職員だけでは、やはり観光という分では、不安なところがあるので、ぜひ行政のノウハウをとということで支援を行っていくということで、派遣をしていくというところがございます。

あと、DMOに向けたスケジュールですけども、そちらにおきましては、今年度いろいろDMOに向けた観光の計画、そういうものもつくっていく予定をしてございます。

DMOの申請の中に、どのようなことをやっていくとか、そういう町における位置づけというものが重要になってきますので、ある程度そういう観光の計画づくりも行っていく予定であります。

申請のほうは、来年の中ぐらいを見込んでいるという進捗で進めて、そういう形で進めてまいります。

DMOの申請をしてすぐに、DMO認定されるというわけではございませんので、申請後、ある程度認定されて、しばらくDMO候補みたいな形の位置づけで、実績を積んで、本当の認定がおりるといふ制度にそうっております。

それと、あと、この観光地域づくり法人DMOというものは、定義といたしますと、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔という役割を担うということになってございます。ですので、こういう司令塔になっていただくと。

これは、まちづくり会社もよく理解していただいておりますのが、やはり最終的には永平寺町への交流人口、関係人口の増加というところを認識していただいておりますので、こういうDMOという認定を取りまして、町内事業所さんと連携して、司令塔というところで、地域産業をこう、どんどんアップしていくというふうな、中心的な役割を担うと考えていただいております。

そういうところで、行政と今度DMOとの、こう立ち位置ということですが、今、永平寺町におきましては、どうしても行政主体で環境整備とか、イベントとか、そういうものをやっていて、またいろんな各団体さんもありますが、それはなかなかこう、それぞれ自主的な動きになっておりますが、今後DMOができれば、このDMOが司令塔になりますので、そういう民間事業所さんとの連携のもと、どんどん、こう観光の振興が、こう高まっていくと、醸成も高まっていくというところを期待しております。

今、行政が持っているいろんな業務におきましても、どんどん、今年も派遣と一緒に、こう少しずつ業務を行って、担っていただいておりますが、そういうことをしていただくことによって、何か行政だとなかなか規制があってできないような分野も、民間事業所ですと、ある程度のこう自由な裁量のもとで垣根として、もっともっとこう効果的、効率的なやり方でやっていただけるということを期待しておりますので、そういう役割分担で行っていきたいと思っております。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですので、議案第29号、令和7年度永平寺町一般会計予算についての第2審議を終わります。

お諮りします。

本件について、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き、再開します。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日、3月19日から3月20日までを休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、明日、3月19日から3月20日までを休会とします。3月21日は、午前10時より、本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午前10時45分 散会）